○三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例

平成二十六年七月十七日三重県条例第八十号

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例をここに公布します。

三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会条例

(設置)

第一条 水の供給源となる地域(以下この条及び次条第一号において「水源地域」という。)の森林の役割は重要であり、その恩恵は広く社会全体が享受していることに鑑み、水源地域の森林を保全する必要があることから、水源地域の森林の保全の在り方について調査審議するため、知事の附属機関として、水源地域の森林の保全に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 水源地域の森林の保全の在り方に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

- 第三条 委員会は、委員八人以内で組織する。
- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならない ものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

- 第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第五条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。